

熊野古道路面標示シート設置業務 仕様書

1 件 名

熊野古道路面標示シート設置業務

2 設置箇所等

別紙「位置図」のとおり。

3 履行期限

令和8年2月20日（金）

4 路面シートの仕様

別紙「路面シート図面」及び「路面シート設置イメージ」のとおり。

5 業務の完了報告

業務完了後、直ちに完了報告書及び施工写真を提出すること。

6 その他

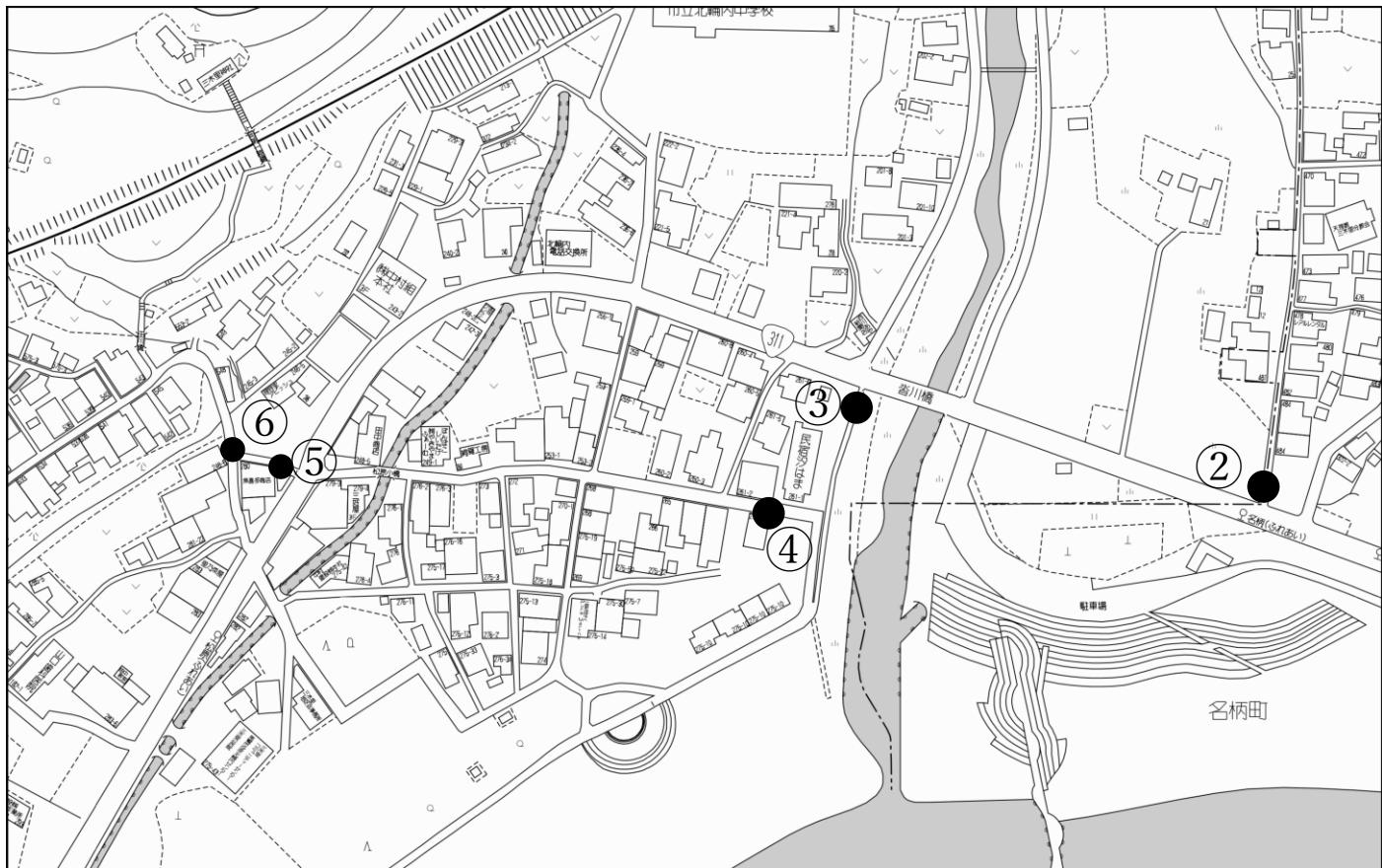
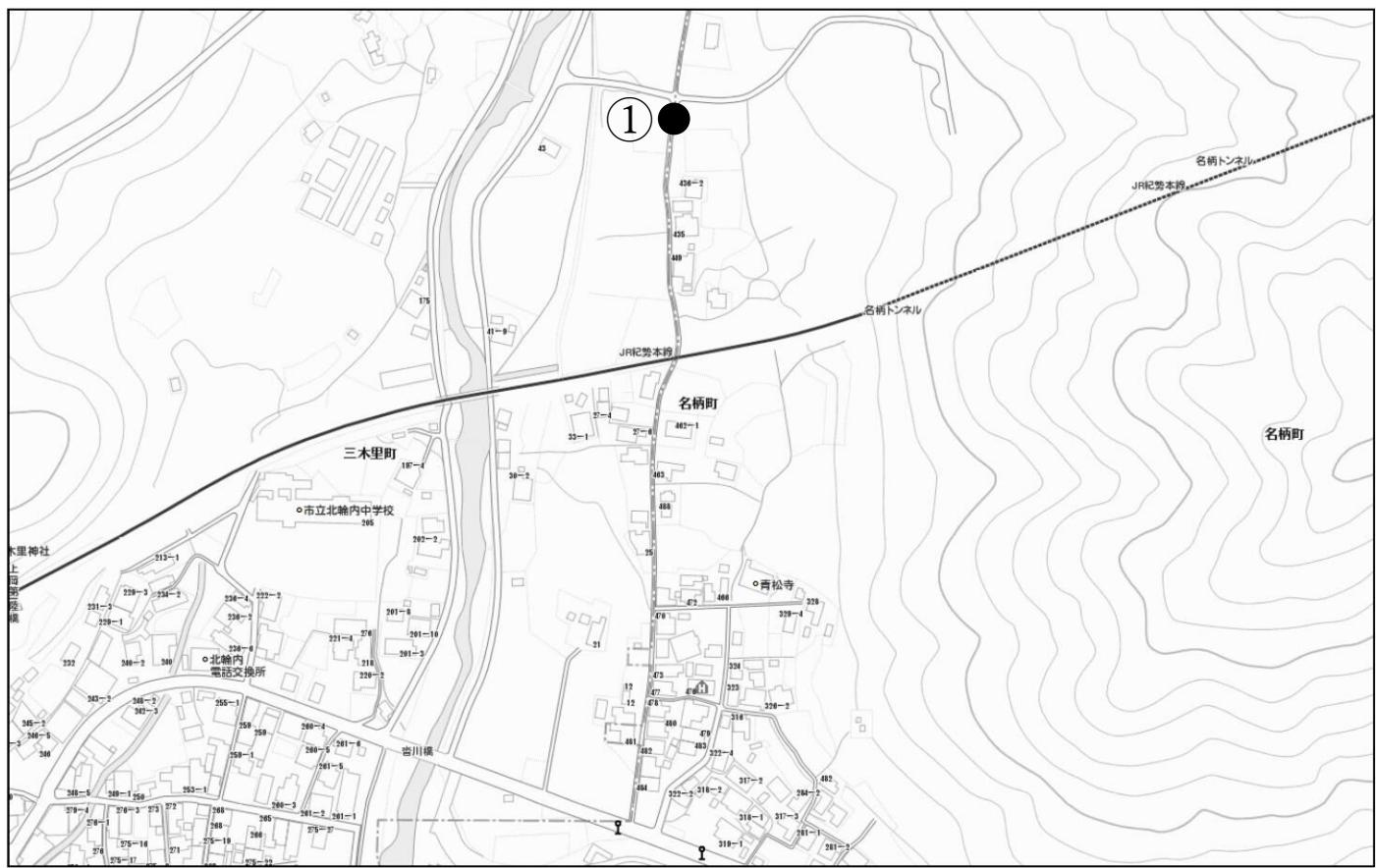
- (1) 設置作業に際して、警察・道路管理者等へ手続きを行う必要が生じた場合は、費用負担を含めて受注者において行うこと。
- (2) 施工、資材搬入等で使用する公道の通行に当たっては、一般交通の通行に支障を来さないように留意するとともに、当該道路の維持管理は受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 施工用車両は、主要資材の搬入等の搬出時において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。
- (4) 道路面面の清掃については、施工中、徹底し行うこと。
- (5) 受注者は設置作業中における全ての危険、損失、障害等を防止するため必要な作業規制、標示、現場立入りの規制、警備員の配置等を設け、作業関係者に周知徹底すること。
- (6) 住民・観光客の通行に支障を来さないよう必要な措置を講じるとともに、住民・観光客の安全確保に万全を期すること。
- (7) 施工に当たっては事前に協議するとともに、関係機関等の立会い職員がいる場合は、その指示に従うこと。
- (8) 仕様書で不明な箇所については、契約締結後発注者受注者協議の上、定めることとする。

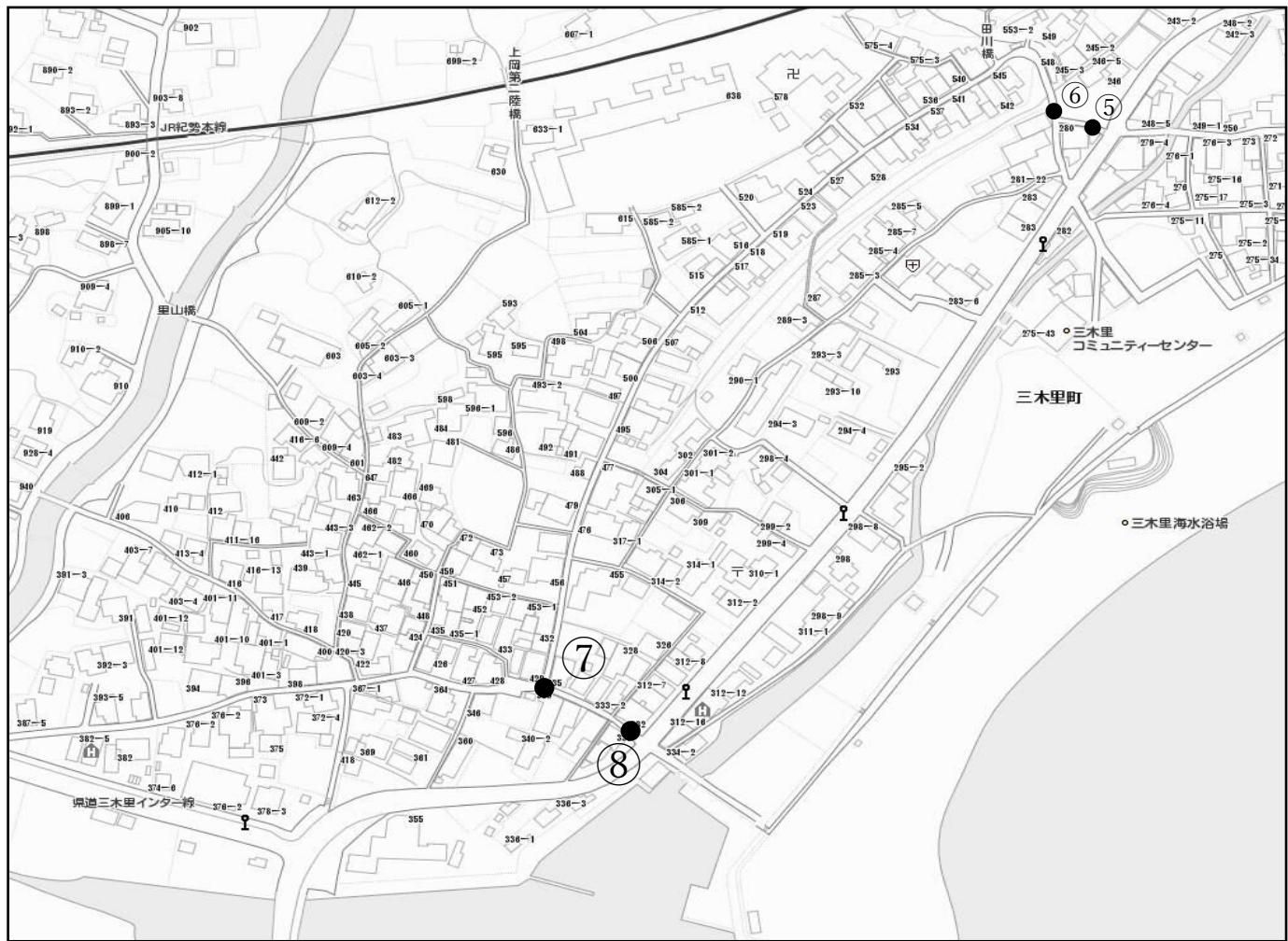
暴力団等不当介入に関する特記仕様書

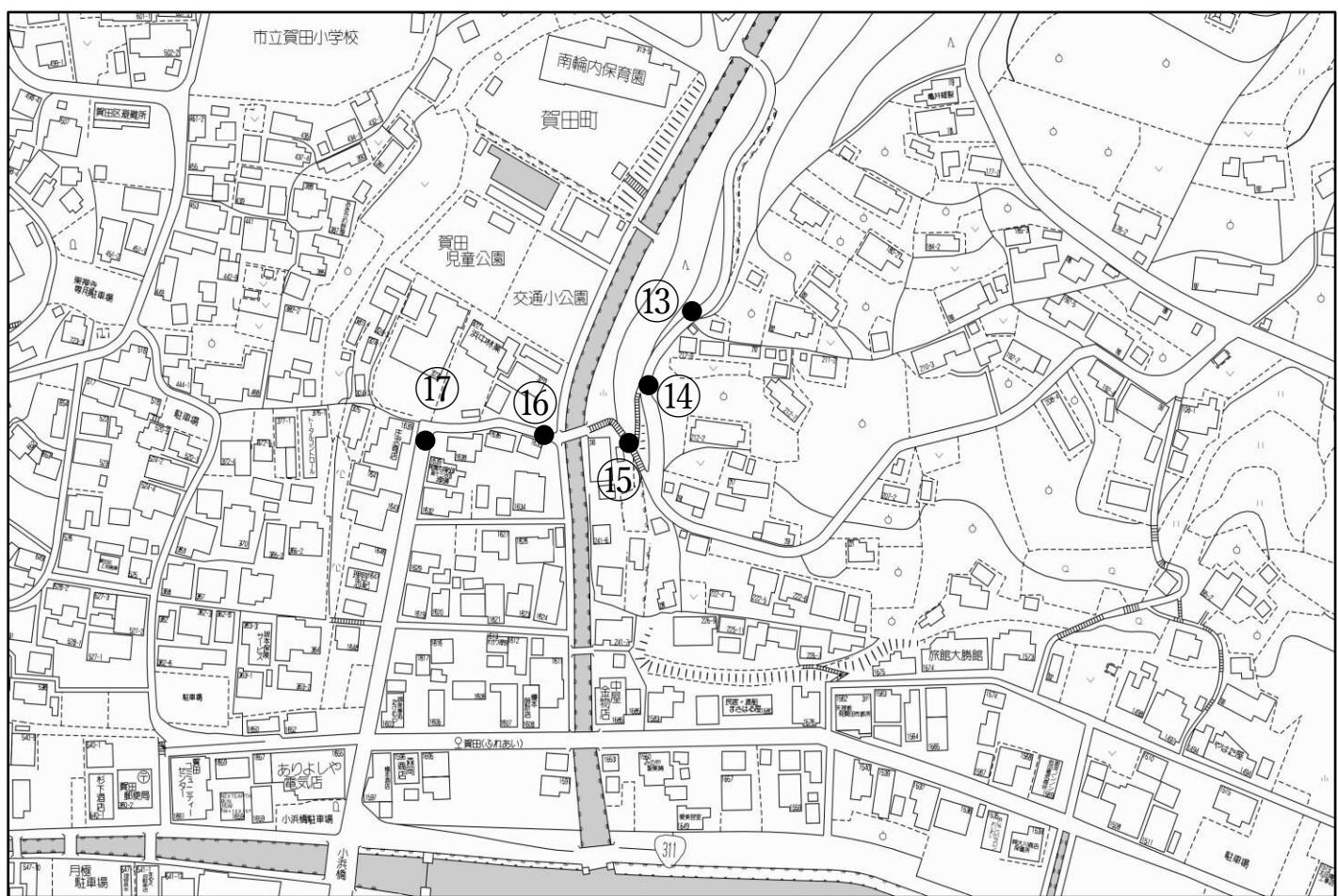
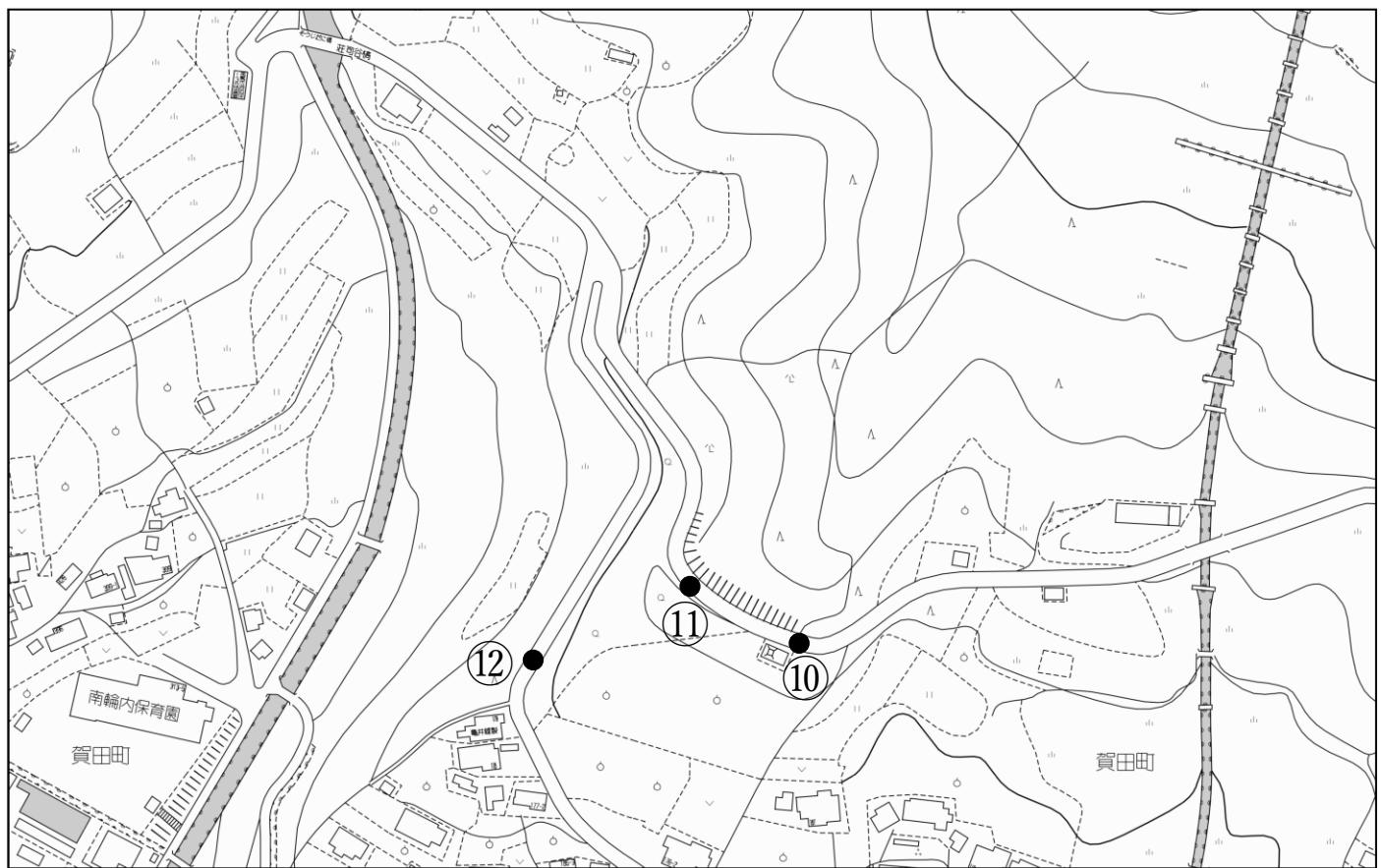
尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、本市と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

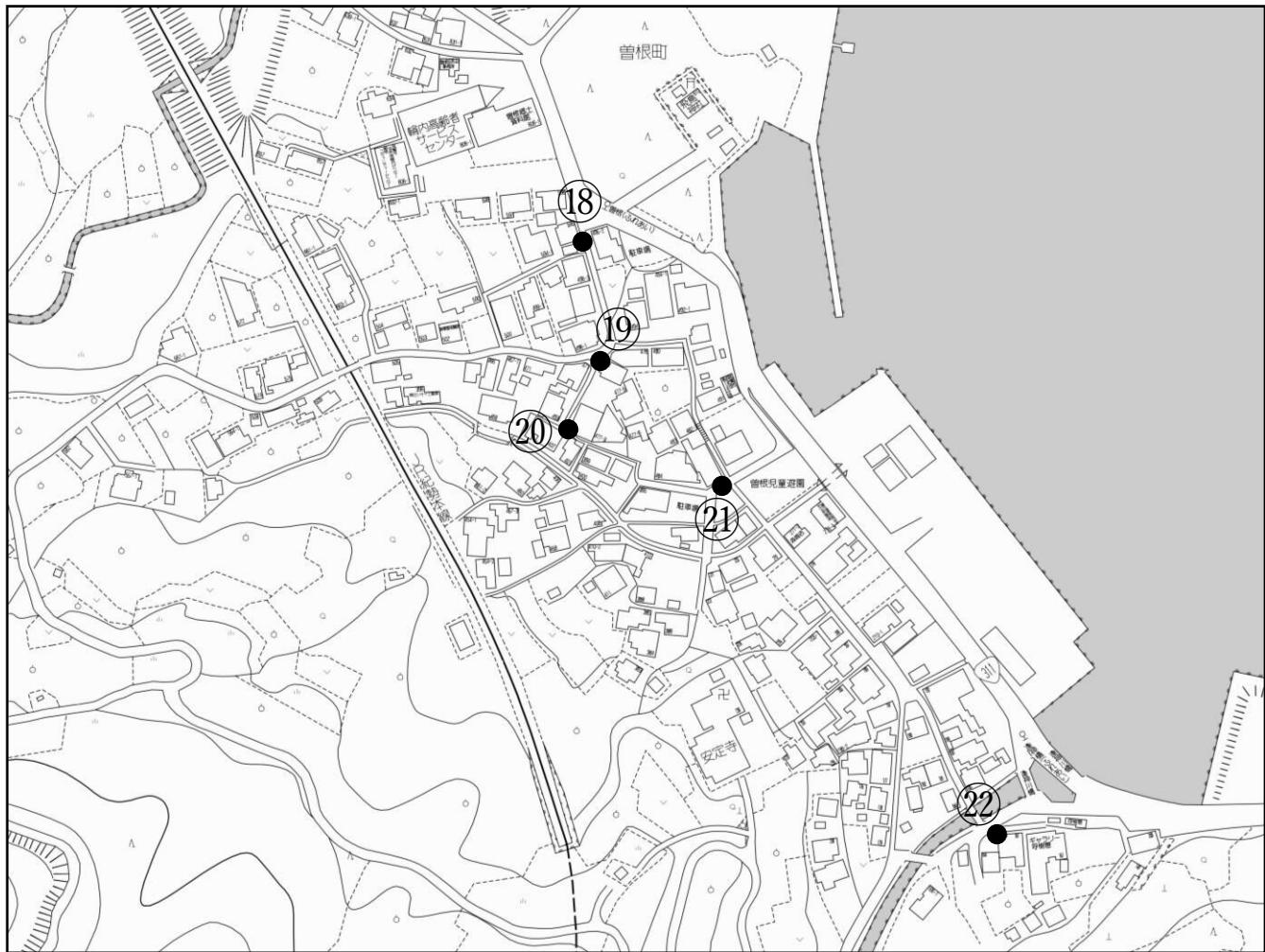
- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

位 置 意









路面シート図面

占用物件構造図（路面標示シート図面）

①、④、⑤、⑫、⑯、⑰、⑲

500



フォント指定

- ・日本語 HG丸ゴシックM-PRO
- ・英語 Arial

縦500×横500 角R仕上

占用物件構造図（路面標示シート図面）

②、⑥、⑧、⑨、⑩、⑯、⑰、⑳

500



フォント指定

- ・日本語 HG丸ゴシックM-PRO
- ・英語 Arial

縦500×横500 角R仕上

占用物件構造図（路面標示シート図面）

③、⑦、⑪、⑬、⑯、⑰、⑳、㉑

500



フォント指定

- ・日本語 HG丸ゴ シックM-PRO
- ・英語 Arial

縦500×横500 角R仕上

路面標示シート

設置イメージ



No.	1
場所	名柄町
メモ	
市道 (大道炭徳谷線)	
	



No.	2
場所	名柄町
メモ	
市道 (大道炭徳谷線)	
	



No.	3
場所	三木里町
メモ	
市道 (松原神後線)	
	





No.	7
場所	三木里町
メモ	
市道 (里1号線)	



No.	8
場所	三木里町
メモ	



No.	9
場所	古江町
メモ	





賀田古江農道



賀田古江農道



市道
(羽根平見線)



No.	10
場所	賀田町
メモ	
賀田古江農道	

No.	11
場所	賀田町
メモ	
賀田古江農道	

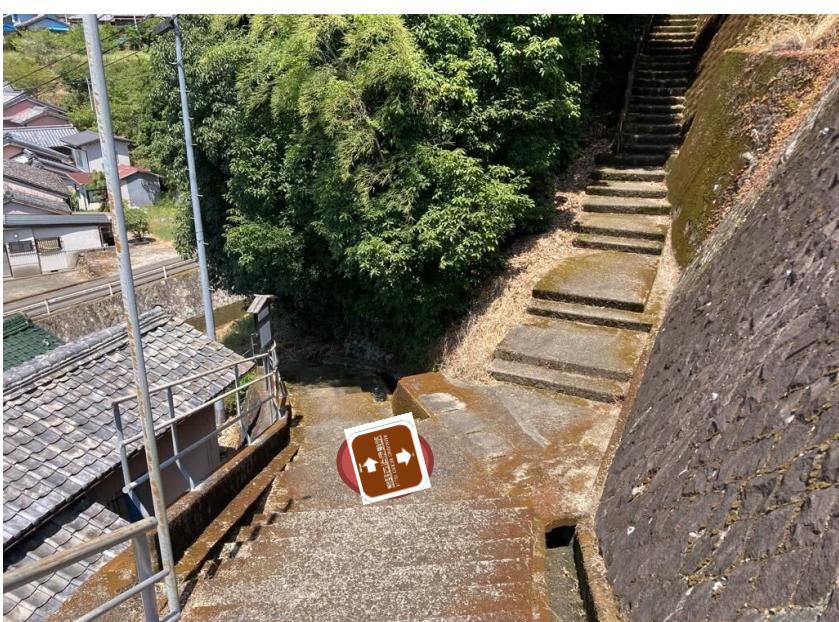
No.	12
場所	賀田町
メモ	
市道 (羽根平見線)	



No.	13
場所	賀田町
メモ	
市道 (東丸山庄司谷線)	



No.	14
場所	賀田町
メモ	
市道 (東丸山庄司谷線)	



No.	15
場所	賀田町
メモ	
市道 (庄司谷松岡線)	



No.	16
場所	賀田町
メモ	

市道
(庄司谷松岡線)



No.	17
場所	賀田町
メモ	

市道
(庄司谷松岡線)



No.	18
場所	曾根町
メモ	

市道
(後畠黒山線)





No.	19
場所	曾根町
メモ	
市道 (後畠黒山線)	



No.	20
場所	曾根町
メモ	
市道 (後畠黒山線)	



No.	21
場所	曾根町
メモ	
市道 (後畠黒山線)	



No.	22
場所	曾根町
メモ	
市道 (後畠黒山線)	

No.	
場所	
メモ	

No.	
場所	
メモ	